

## 紛争解決・司法



# 概要

## 1 はじめに

法・ルールには、紛争を未然に防ぐための機能が備わっていますが、それでも、やはり、実際に紛争が生じることもあります。

当事者同士の話し合いや交渉で解決できることが望ましいですが、解決できない場合に紛争状態を放置すれば、力や立場の強い者が自力救済による解決を図るなどして弱い立場の者が虐げられ、社会秩序が混乱しかねません。

そのような事態を防ぎ、自由で公正な社会を実現するため、司法による紛争解決の仕組みが用意されています。

司法とは、適正な手続を経て、正しく法を適用することによって、具体的な紛争を解決する国家の作用であり、司法権は裁判所が担っています。

裁判所による紛争解決方法の一つとして「裁判」があり、「裁判」には、大きく分けて「民事裁判」と「刑事裁判」があります。「民事裁判」は、主に私人同士の紛争を扱うのに対し、「刑事裁判」は、犯罪に対する処罰という公益的な事柄を扱うもので、両者は様々な点で異なっています。また、「裁判」以外で裁判所が紛争解決を行う方法として、「調停」などの手続があります。

この教材では、裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判や刑事裁判の特徴について実感させることを目指しています。

決まった正解があるわけではありませので、生徒自身が考え、議論することを重視して授業を行っていただきたいと思います。

## 2 司法について

### (1) 司法とは

#### ① 司法の意義・役割

司法の意義・役割は、正しく法を適用して具体的な紛争を解決する、すなわち、侵害された権利を救済したり、ルール違反に対処したりすることによって、社会秩序を維持し、人々の権利や自由を守ることにあります。

#### ② 司法権の独立

司法権を担う裁判所が、社会秩序を維持し、人々の権利や自由を守るためには、裁判が公正・中立に行われる必要があります。そのため、日本国憲法では、すべて司法権は最高裁判所及び下級裁判所に属するもの（第76条第1項）として、司法権の独立を保障し、裁判所が外部からの圧力を排除して裁判を行うことができるようにしています。

また、司法権の独立を保障するためには、個別の裁判を扱う裁判官の独立も保障する必要があります。そのため、日本国憲法では、すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束される（第76条第3項）とし、さらに、公の弾劾（弾劾裁判所による裁判）によらなければ罷免されない（第78条）として、立法府及び行政府のみならず、裁判所内部の圧力からも独立して裁判を行うことができるように、裁判官の身分を保障しています。

### ③ 裁判の公開

裁判の公正を確保するため、日本国憲法では、裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う（第82条）と定め、原則的に、裁判は公開の法廷で行うこととしています。

### ④ 違憲立法審査権

裁判所は、立法府が制定した法律が憲法に違反していないかを審査する権限を有しています。違憲立法審査権は、最高裁判所だけでなく全ての裁判所が有しており、民事裁判や刑事裁判などの個別の裁判の中で行使されることとなります。

## コラム

最高裁判所内には、ギリシャ神話の法の女神テミスに由来すると言われる「正義」の彫像が立っています。像の右手には正邪（せいじゃ）を断ずる剣を掲げ、左手には衡平（こうへい）を表す秤（はかり）を持っています。また、裁判官の法服は、色が漆黒で、袖の袂は狭められています。これには、何ものにも染まらず、袖の下を受け取らないとの意味が込められていると言われています。

いずれも裁判官の中立・公正を表したものとと言えます。

〔出典〕 裁判所ホームページ



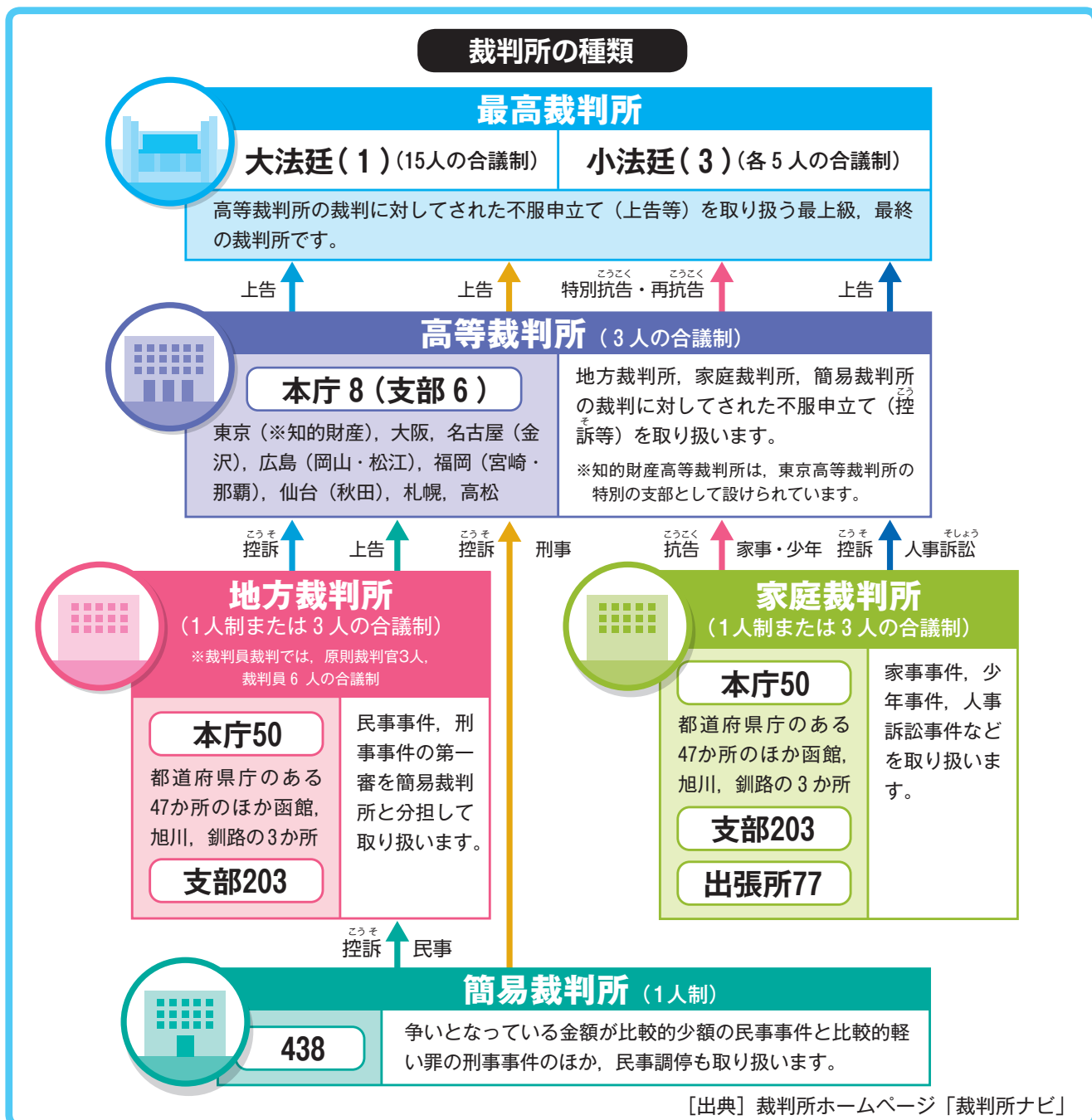


## (2) 裁判所と裁判の種類

### ① 裁判所

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判の結果（判決）に納得がいけないときは、上級（第二審）の裁判所に不服を申し立てることができます（控訴）。その裁判に憲法違反があるときなどには、更に上級（第三審）の裁判所に不服を申し立てることができます（上告）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。このように、3つの審級の裁判所で審理を受けることができる仕組みを採用しているのは、審理を慎重に行い、正しい裁判を実現するためで、この制度は、「三審制」と呼ばれています。





② 裁判の種類

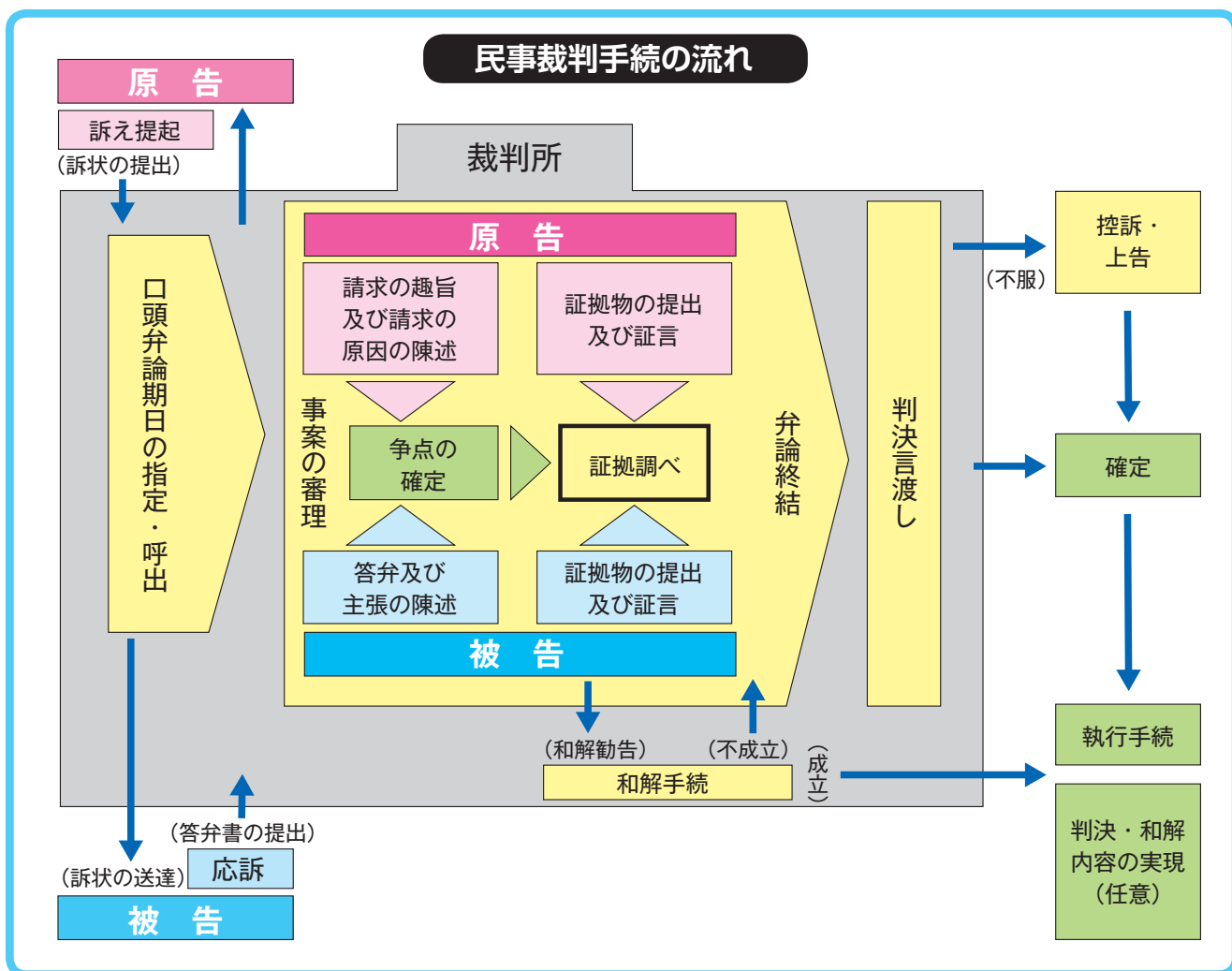
裁判は大きく民事裁判と刑事裁判に分かれます。

ア 民事裁判

民事裁判は、金銭の貸し借りや遺産相続をめぐる争いなど、基本的に、私人同士の紛争に関する裁判です。裁判所は、原告（訴えた側）と被告（訴えられた側）の双方の主張を聴き、提出された証拠や証人などを調べた上で、どちらの主張が理にかなっているかを法にのっとって判断し、「判決」によって紛争を解決します。

また、「判決」以外にも、裁判所が間に入って、当事者に話し合いによる解決を促すことで、当事者が互いに譲り合い、紛争をやめる合意をする「和解」によって紛争を解決し、裁判が終了する場合があります。「和解」では、両者の合意によって紛争を解決するため、「判決」よりも、紛争の実情に即した柔軟な解決が可能であると言えます。

さらに、「裁判」以外に、裁判所が行う民事紛争解決方法として、「調停」などの手続があります。裁判所による「調停」は、裁判官と一般市民から選ばれた調停委員が当事者の間に入って話し合いを促し、当事者が紛争解決策に合意することで紛争の解決を図る手続です。「調停」も、両者の合意によって紛争を解決するため、「裁判」における「判決」よりも、紛争の実情に即した柔軟な解決が可能であると言えます。また、原則として公開の法廷で行われる「裁判」とは異なり、「調停」は、非公開で手続が行われるため、秘密が守られるなどといった特徴があります。





## イ 刑事裁判

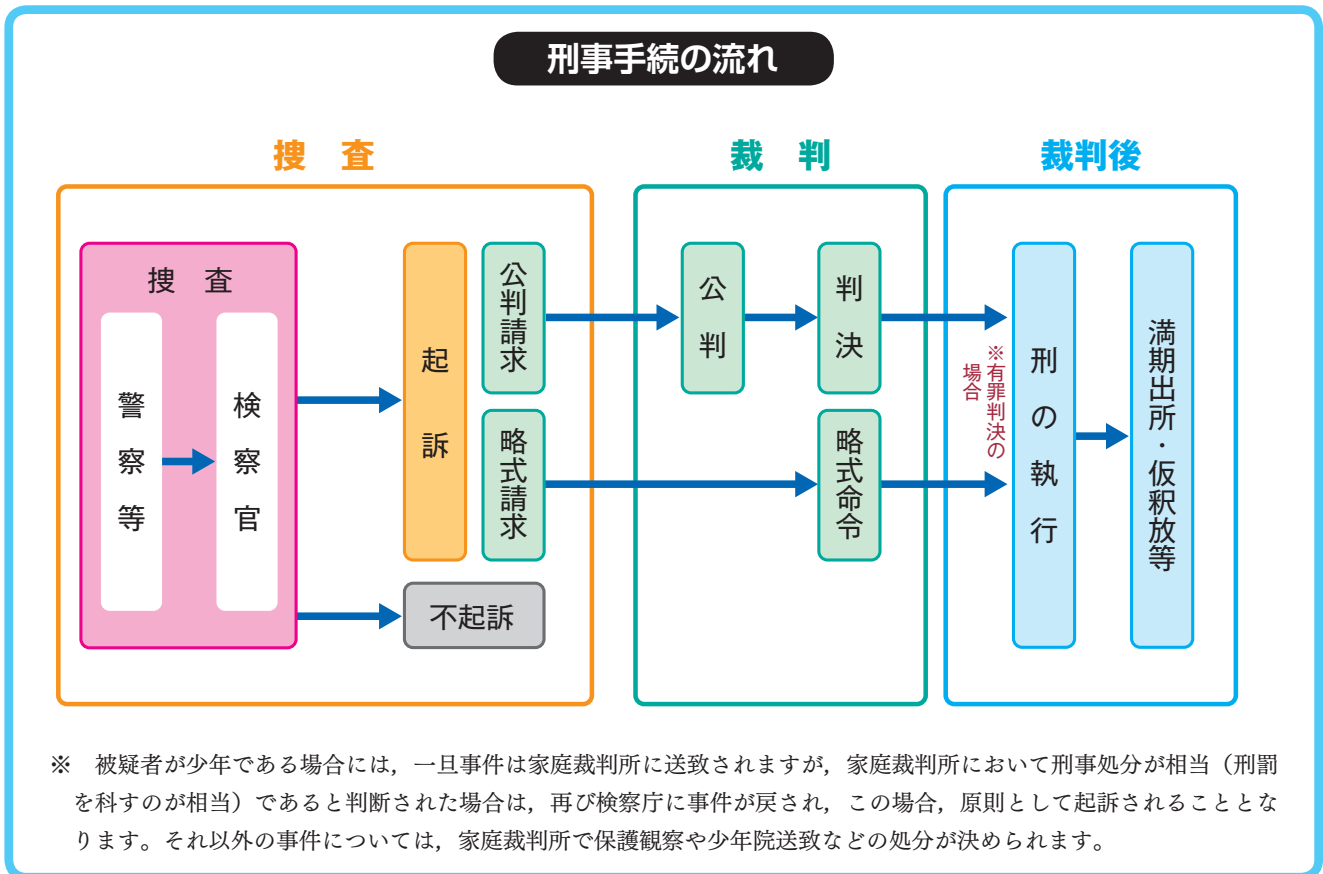
事件（犯罪）が発生すると、通常、警察が捜査を開始し、犯罪を行った疑いがある人（被疑者）を特定して、事件を検察庁に送ります。

検察官は、更に捜査を行った上で、被疑者が犯罪を行ったことに間違いがなく、刑罰を科すべきと判断した場合には、裁判所の裁判を求める「起訴」を行い、そうでない場合には「不起訴」の処分をします。

起訴処分には、法廷で審理が行われる公判請求と、法廷で審理をすることなく書類審査で刑（罰金など）が言い渡される略式命令請求があります。

公判請求された事件について、裁判所は、法廷で審理を行い、被告人（起訴された人）が有罪かどうか（起訴された罪を犯したのかどうか）、罪を犯したと認められる場合にはどのような刑にするかを判断することになります。

この裁判が、刑事裁判です。



## ③ 裁判員制度

### ア 裁判員制度とは

裁判員制度は、2009年（平成21年）5月から始まりました。

裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度です。

国民が裁判に参加することによって、国民の視点、感覚が裁判の内容に反映されることとなり、その結果、裁判が身近になり、国民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されます。

## イ 対象事件や裁判員の職務内容

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば、

- ・人を殺した場合（殺人）
- ・強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
- ・人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
- ・ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- ・人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）

などがあります。

裁判員の主な職務内容には、次のようなものがあります。

- ・公判に立ち会う…裁判官と一緒に刑事事件の審理（公判）に立ち会い、判決まで関与します。公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から証人等に質問することもできます。
- ・評議、評決を行う…証拠を全て取り調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。
- ・判決宣告に立ち会う…評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告し、裁判員としての職務は終了します。